

食品衛生法施行細則及び広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成二十年十月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第六十八号

食品衛生法施行細則及び広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を

改正する規則

(食品衛生法施行細則の一部改正)

第一条 食品衛生法施行細則(昭和三十二年広島県規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

第三条中「第五条第三項」を「第五条第二項」に改める。

第十二条を第十五条とし、第五条から第十一条までを三条ずつ繰り下げ、第四条の次に次の三条を加える。

(健康被害の報告)

第五条 条例別表第一第七号の規定による報告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 製造等が行われた事業所の名称及び所在地
- 二 商品名、形態、製造番号その他の取り扱う食品等を特定する事項
- 三 健康被害に係る情報の提供があつた年月日及び提供された情報の内容
- 四 その他知事が必要と認める事項

(販売等を禁止される食品等の報告)

第六条 条例別表第一第七号ハの規定による報告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 製造等が行われた事業所の名称及び所在地
- 二 商品名、形態、製造番号その他の取り扱う食品等を特定する事項
- 三 取り扱う食品等が販売等を禁止されるものに該当することが判明した年月日及び判明した事実の内容
- 四 その他知事が必要と認める事項

(自主回収の着手の報告)

第七条 条例別表第一第八号の規定による報告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 製造等が行われた事業所の名称及び所在地
- 二 商品名、形態、製造番号その他の取り扱う食品等を特定する事項
- 三 取り扱う食品等の販売先等に係る事項
- 四 回収に着手した年月日

五 回収の理由及び方法

六 その他知事が必要と認める事項

別表中「(第八条関係)」を「(第十一条関係)」に改める。

別記様式第四号中「(第5条関係)」を「(第8条関係)」に、同様式備考4中「別表2の第2業種別基準」を「食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例別表第3」に改める。

別記様式第五号中「(第6条関係)」を「(第9条関係)」に改める。

別記様式第六号中「(第7条関係)」を「(第10条関係)」と、「(第7条の規定)」を

「第10条の規定」に改める。

別記様式第七号中「(第9条関係)」を「(第12条関係)」に改める。

別記様式第八号中「(第10条関係)」を「(第13条関係)」に改める。

別記様式第九号中「(第11条関係)」を「(第14条関係)」に改める。

別記様式第十号中「(第12条関係)」を「(第15条関係)」に改める。

(広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部改正)

第二条 広島県地方機関の長に対する事務委任規則(昭和三十九年広島県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第九条第十六号の二の次に次の一号を加える。

十六の三 食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例(平成十二年広島県条例第十

一号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

(一) 別表第一第七号ロの規定による健康被害の報告の受付

(二) 別表第一第七号ハの規定による販売等を禁止される取り扱う食品等の報告の受付

(三) 別表第一第八号ロの規定による自主回収の着手の報告の受付

第九条第十七号(一)中「第六条」を「第九条」に改め、同号(二)中「第七条」を「第十条」に改め、同号(三)中「第十二条」を「第十五条」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年十一月一日から施行する。